（九州大学名誉教授・石川捷治さんのメモ　2024 年 2 月 17 日）

市民･自治体からの平和政策の必要性

佐賀空港オスプレイ等配備に反対する皆さま、こんにちは。福岡在住の政治史研究者の石川と申します。

皆さまが、国際人道法にもとづく**「無防備地域宣言」**を追求されようとしていることに大変注目しています。

「国家の安全」と「国民の安全」が異なるのではと言う今日の世界的疑問から、国家に国民の安全を任せておけない（安全保障政策は国家の専管事項ではない）、**市民・自治体は自らの安全保障政策**を追求することが必要だという認識が広まっています。その 1 つが「無防備地域宣言運動」です。

作家の**井上ひさし**さんが「9 条を守れ」と言うだけでは何も前に進まない、一歩でも前に進むためには「9 条を守れ」とともに**「無防備地域宣言運動」を展開することが重要だ**と指摘しました。（毎日新聞、2008 年 2 月 4 日）

80 年代から「無防備地域宣言運動」については問題提起がされていたのですが、当時は日本政府がジュネーブ諸条約追加議定書を批准していなかったので、現実性が余りないと考えられていました。ところが、日本政府が 2004 年 8 月 31 日第 1 議定書と第Ⅱ議定書に批准しました*。その背景には、**有事法制の制定**があったと思われます。つまり、日本は憲法九条があるため戦争を前提とした、同議定書の批准は必要なしと考えていたのですが、それを転換したのです。この背景は恐ろしいことですが、逆に言えば、「無防備地域宣言運動」の現実性とその効果を高めたことでもあります。井上ひさしさんの問題提起もそれを踏まえてのことです。

もちろん「戦争する国家」を目指し、戦争できる軍隊と地域への作り替えに懸命な政府にとっては、**最も触れて欲しくない事項の一つ**です。それゆえにさまざまな困難が予想されます。しかし、私たちが**生き残るための突波口の一つ**です。

佐賀空港オスプレイ等配備に反対する皆さまが、この問題を正面からとりあげられたことに対して、敬意を表するとともに、議論の進展と運動の発展を祈ります。

* 現在ジュネーブ諸条約追加議定書を批准している締約国数（2019 年 7 月まで）は、ジュネーブ四条約は 196，第一議定書は 174，第二議定書は 168 です。（外務省資料より）